

月報私学

8

2015

Vol.212



静岡市中心部に完成した常葉大学と常葉学園中学・高等学校の複合施設「水落校舎」(写真右下、手前が大学、左奥が中学・高等学校)。大学では、21世紀型市民と政策実務者の育成(法学部)と地域医療を担う看護師・理学療法士の育成(健康科学部)を、中学・高等学校では、生徒の夢を実現させる女子教育の実践に努めています。

写真提供：学校法人 常葉学園（静岡県静岡市）

CONTENTS

- 平成27年度 学術研究振興資金贈呈式..... 2
- 平成28年度 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる研究計画の公募..... 4
- 私学事業団の刊行物案内..... 5
- 私学情報提供システムのご案内..... 6
- 被用者年金制度一元化後の年金請求手続きについて～ワンストップサービスが始まります..... 8
- 新システム移行期間中の資格・掛金関係書類の受付・処理／
休職中の加入者資格の取り扱いが変更になります..... 9
- 平成27年度 特定健康診査の確実な実施に向けて..... 10
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき..... 11
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには..... 12
- お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください..... 13
- I N F O R M A T I O N 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

平成27年度 学術研究振興資金贈呈式

— 学術研究振興資金54件、若手研究者奨励金42件に交付 —

吹く風に初夏を感じる5月15日、第40回学術研究振興資金贈呈式を、文京区湯島の「東京ガーデンパレス」で開催いたしました。

文部科学省や経済団体などから24名の来賓、関係者をお招きし、「学術研究振興資金」に選ばれた研究代表者54名のうち「人文・社会科学系」11名、「理工系、農学系」11名、「生物学系、医学系」12名、さらに「若手研究者奨励金」に選ばれた42名の中から32名、計66名の研究者の方々に出席いただきました。



学術研究振興資金贈呈式の会場風景

贈呈式では、私学事業団の河田理事長が、柏崎直巳氏（学校法人麻布獣医学園理事長）、大下正氏（日本経済団体連合会総務本部副本部長）、福島晃氏（日本工業倶楽部常任理事）ら来賓各

位を前に、日本経済団体連合会、日本工業倶楽部などの経済界や個人からの

これまでの寄付に対する御礼と感謝を申し上げました。そして、現在、54億954万円になるこの基金の運用益から、本年度は採択された96件の研究に對して、1億920万円の資金を贈呈する旨を報告しました（下表参照）。

また、学術研究振興資金を贈呈された研究者に対しては、気象学者であった中谷宇吉郎氏の『隨筆集』のエピソード、自身の恩師でプリンストン大学名誉教授・余英時氏の言葉を交え、次のような励ましの言葉を贈りました。

「研究者たる者、研究を少しでも世のため人のために活かすという大きな目標を持ち、蛸壺（専門分野）に陥ることなく、多くのことに興味を持ち、好奇心を旺盛にして、研究活動が続けてほしい。皆さんの研究が成果を生み、またそこからさらに新たな発展があるよう祈念する。」

次に、来賓を代表して文部科学省高等教育局私学部長の藤原誠氏から、以下のようなご祝辞をいただきました。「我が国は、少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退など社会の急激な変化に加え、東日本大震災及び各地

での自然災害からの復興やエネルギー問題への対応など、様々な難しい課題に直面している。教育及び学術研究は、まさにこれからの日本の未来を拓いていく礎である。

特にグローバル化やイノベーション、地域創生に向けた取り組みなど、大学の果たす機能に対する期待や要望は、これまで以上に高まっている。その中でも、独自の建学の精神に基づき、個性豊かな教育研究活動を展開する私立大学は、我が国の高等教育の8割を担っており、その役割は益々重要な位置付けにある。

私立大学への支援に関する予算については、国も公的な支援の充実に努めることが重要と考えているが、同時に、私学振興のためには、公的支援に加え、民間からのご支援の存在が重要なもの

と考えており、文部科学省としてもこのような寄付に対する税制上の優遇措置の充実に取り組んでいるところである。当資金は、まさにこうした民間からのご支援を代表する制度として高く評価されているものである。

本日、贈呈を受けられる皆様が、この研究資金を有効に活用し、更なる研究成果を目指し、益々活躍されることを心から期待するとともに、この基金が一層発展し、私立大学における学術研究の進展に一層貢献していくことを祈念する。」

次に、学術研究振興資金審査専門委員を務めている、武蔵大学経済学部の大野早苗教授から、かつて当該資金を受領した経験者として、今回交付を受ける私学の研究者、特に若手研究者に

学術研究振興資金 分野別交付状況

（単位：千円）

年 度 分 野	平成27年度		昭和51年度 からの累計	
	件数	交 付 額	件数	交 付 額
医 学	17	36,900	806	2,850,680
環 境 科 学	1	1,000	75	217,240
理 学	8	20,700	266	913,210
工 学	3	2,600	433	1,625,960
農 学	5	11,500	121	298,000
文 学	7	7,000	577	723,160
法 学	2	2,300	66	106,620
経 済 学	3	1,400	192	237,980
家 政 学	2	3,000	96	217,260
体 育 学	0	0	13	26,800
教 育 学	6	3,400	179	188,670
小 計	54	89,800	2,824	7,405,580
若手研究者 奨励金	42	19,400	227	101,500
合 計	96	109,200	3,051	7,507,080

注：「若手研究者奨励金」は平成20年度からの交付である。

対して、次のようなアドバイスをいただきました。

「当時私たちの研究では、数多くの国の金融・マクロ経済関連の高額なデータをを用いて実証分析を行う必要があった。その折、当資金に採択され、研究資金を受領できたことに感謝する。」

今回、審査員の立場から応募書類を拝見して評価をした申請書は、次のポイントがクリアされていた。①関連領域における先行研究の整理が適切であり、分析手法も明確である。②研究業績が多だけでなく、関連分野における申請課題の位置付けや社会に対する貢献が明確である。今後、皆様が研究活動を続けられる中で、様々な外部資金を申請する機会もあるだろう。その際には、こうした点を踏まえ、研究の意義を如何に審査員に納得させるか、その点を念頭に置き申請書を作成することが肝要である。

さらに、研究を行ううえでは、担当部局と密に連携を取り、ルールに基づいた研究費の運営管理をお願いしたい。贈呈を受けられる皆様には、これらを踏まえ、自身の研究をしつかりと遂行し、成果を出されることを期待する。」

次いで、学術研究振興資金選考委員会委員長の只野金一氏（慶應義塾大学名誉教授）から、「平成27年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の選考経過」について、次のとおり報告が

ありました。

学術研究振興資金

「26年10月までに応募があったのは、計162校（大学154校、短期大学8校）であった。この資金に応募できるのは、1学校につき1件であるため、各学校とも学内選考を経たうえで申請された、いずれも優れた研究課題であった。」

提出された研究計画を、「人文・社会科学系」、「理工系、農学系」、「生物学系、医学系」の3分野に区分し、各分野6名の選考委員が、①研究目的、②研究計画、③研究の獨創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性について書類審査を実施。可能な限り多くの研究課題を採択して学術研究の活性化を支援するという本資金の趣旨のもと、学術研究振興資金選考委員会で審議を行った。

この結果、「人文・社会科学系」18件、「理工系、農学系」16件、「生物学系、医学系」20件の計54件の研究が採択された。」

若手研究者奨励金

「若手研究者奨励金は、20年度から『人文・社会科学系』、『理工系、農学系』、『生物学系、医学系』の3分野の研究をそれぞれ2年ごとに対象を限定して公募してきたが、26年度からすべてを対象にしている。27年度は、11

4校からの応募があり、学術研究振興資金とは別に各分野5名の審査専門委員が書類審査を行った。将来を嘱望される若手研究者の研究ということと、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の獨創性、④研究の発展性について審査を行った。最終的には、学術研究振興資金選考委員会の合議による審議を経て、44件の研究が採択され、採択後2件の交付辞退があった。」

以上の報告の後、河田理事長から研究代表者に資金贈呈書が授与されました。



河田理事長から贈呈書を授与される
菊水健史 麻布大学教授

最後に、資金を贈呈された計96件の研究者を代表して、麻布大学獣医学部の菊水健史教授が、「現在、日本では、大震災の復興、少子高齢化、グローバル化など多くの課題に直面している。私学においても、時代の要請に応えるための改革が進められており、社会のニーズに合致する学術研究が求められ

ている。

今回の交付対象となる研究課題は、そのいずれもが獨自性、獨創性があり、新しい時代の要請に応えることができる研究であると確信している。

現下の厳しい経済情勢の中でこの援助を賜えることに對し、私たち研究者はその責任の重さを強く感じている。この資金を支える多くの方々のおいを胸に刻み、これからの研究を遂行し、時代に求められている課題の一つとして克服できるようにさらに努力したい。

最後に、学術研究振興基金へご寄付をいただいた経済団体や民間企業、篤志家の皆様など、関係各位に深く感謝を申し上げる。私どもの研究者の決意をここに報告し、お礼の言葉としたい。」と、謝辞を述べられました。

その後、会場を移し、学校法人麻布獣医学園柏崎直巳理事長のスピーチと乾杯の発声の後、参加者全員で懇談の会を行いました。

※なお、交付された研究課題は、私学事業団ホームページ「助成業務」学術研究振興資金▼「学術研究振興資金交付研究課題一覧」、又は「学術研究振興資金（若手研究者奨励金）交付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成28年度
学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる
研究計画の公募

私学事業団では、広く一般から寄付金を募り、「学術研究振興基金」を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」として、大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）の優れた研究に交付しています。

平成28年度の公募にかかる概要は、次のとおりです。

学術研究振興資金

1 対象研究

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究で、次の①②の両方を満たす研究です。

①私立大学等（研究所の研究を含みます）に所属する研究者（教職員）が2人以上で共同して行う研究であること。ただし、研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。

また、研究代表者以外にもう1名、私立大学等（他法人設置でも可）に所属する研究者（非常勤教職員でも可）がいること。

②28年4月1日現在で、1年以上の研究実績があること。

(参考) 学術研究振興資金 採択状況

区 分		応募件数		採択件数		採択率	
		27年度 件	26年度 件	27年度 件	26年度 件	27年度 %	26年度 %
新規・継続別	新規	133	124	31	28	23.3	22.6
	継続2年目	19	26	14	13	73.7	50.0
	継続3年目	10	16	9	11	90.0	68.8
学校種別	大学	154	160	52	51	33.8	31.9
	短期大学 (高等専門学校含む)	8	6	2	1	25.0	16.7
研究区分別	人文・社会科学系	53	52	18	17	34.0	32.7
	理工系、農学系	47	53	16	17	34.0	32.1
	生物学系、医学系	62	61	20	18	32.3	29.5
学術研究振興資金 合計		162	166	54	52	33.3	31.3

(参考) 学術研究振興資金（若手研究者奨励金） 採択状況

区 分		応募件数		採択件数		採択率	
		27年度 件	26年度 件	27年度 件	26年度 件	27年度 %	26年度 %
学校種別	大学	108	101	43	44	39.8	43.6
	短期大学 (高等専門学校含む)	6	7	1	0	16.7	0.0
研究区分別	人文・社会科学系	21	25	9	10	42.9	40.0
	理工系、農学系	37	33	14	12	37.8	36.4
	生物学系、医学系	56	50	21	22	37.5	44.0
若手研究者奨励金 合計		114	108	44	44	38.6	40.7

2 研究期間

28年4月1日から29年3月31日まで
の研究が対象です。

3 資金交付総額

総額8000万円を予定しています。
交付額は、研究にかかる対象経費（資金交付希望額＋学校法人の負担額）の2分の1以内とし、自然科学系の研究は600万円、その他の研究は300万円が上限です。また、学校法人の負担額は、資金交付希望額と同額以上が必要です。

4 継続交付

当該研究の進捗状況に応じて継続して3年間応募し、資金交付を受けることができりますが、選考は毎年改めて行います。

5 応募

私立大学等1校について、「新規」「継続」を問わず1件の応募となります。
学校法人を通して応募してください。
応募の際は、学校法人の理事長及び

学（校）長連名の「推薦書」が必要です。
6 研究計画書の提出期限
27年10月23日（金）

若手研究者奨励金

1 対象分野

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究です。

2 対象者等

私立大学等に所属する、28年4月1日現在39歳以下で、27年10月1日現在

在、助教又はポスト・ドクターである者が1人で行う研究です。

ただし、27年10月1日現在、科学研究費補助金に、新規・継続にかかわらず採択されていない者（研究分担者を含みます）、日本学術振興会特別研究員ではない者及びこれまで本奨励金に採択されていない者です。

3 研究期間

28年4月1日から29年3月31日までに行う研究が対象です。

4 奨励金額

総額2000万円を予定しています。1人当たりの交付額は、(1)人文・社会科学の研究は一律30万円、(2)自然科学の研究は一律50万円の予定です（学校法人負担額は不要です）。

5 応募

1学校1名の応募とします。研究者個人ではなく、学校法人を通して応募してください。

なお、応募の際には、所属私立大学等の学長又は学部長（短期大学・高等専門学校にあっては学科長）の「推薦書」が必要です。

6 研究計画書の提出期限

27年10月5日（月）

共通事項

選考結果及び交付時期

選考結果は、28年3月上旬に当該学校法人に通知します。

また、資金の交付は、28年5月下旬を予定しています。

ご注意ください

* 5月29日付電子窓口専用メールアドレスの登録（お願い）時にお知らせしましたとおり、28年度の「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」にかかる研究計画の公募は、電子窓口での取り扱いとなります。

* 応募に際しては、当該年度の公募様式等を直接電子窓口から取得してご使用ください。なお、提出についても電子窓口をご利用ください（私学事業団ホームページからの様式の取得はできなくなりました）。

※「研究計画の公募通知」は、27年8月上旬に、電子窓口で配付いたします。詳細は、公募様式等を電子窓口から取得してご確認ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私学事業団の刊行物案内

『今日(こんにち)の私学財政』

- ▶ 『平成26年度版 大学・短期大学編』 冊子+CD-ROM版
平成26年12月刊行 A4判280頁 5,400円（税込み）
※送料別途

- ▶ 『平成26年度版 高等学校・中学校・小学校編』 CD-ROM版
平成27年1月刊行 2,300円（税込み）※送料別途

- ▶ 『平成25年度版 幼稚園・特別支援学校編』
平成26年8月刊行 A4判163頁 2,000円（税込み）
※送料別途

- ▶ 『平成25年度版 専修学校・各種学校編』
平成26年8月刊行 A4判186頁 2,000円（税込み）
※送料別途



購入に関するお問い合わせ

特定非営利活動法人 学校経理研究会 事務局
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-6-1-203
TEL: 03(3239)7903 FAX: 03(3239)7904
Eメール: gaku@keiriken.net

内容に関するお問い合わせ

私学経営情報センター 私学情報室
TEL: 03(3230)7846~7848
Eメール: center@shigaku.go.jp

4. 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

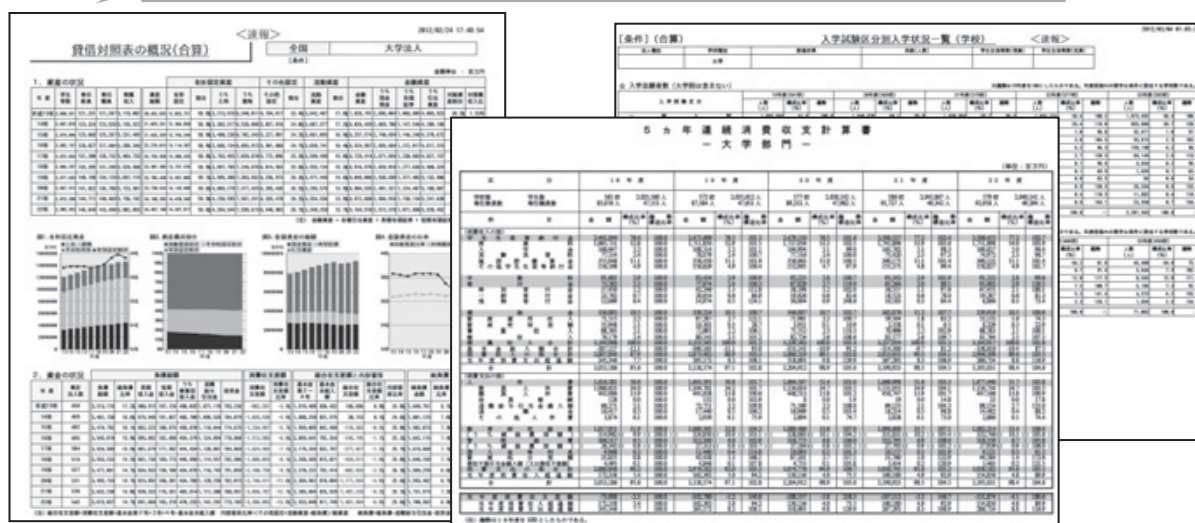
貴法人、貴学校のデータのほか、**都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）などを抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）を出力**することができます。

※ 他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、各財務比率など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV）



＜私学情報提供システム利用上のご注意＞

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。
 ※「学校法人基礎調査票 e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員ののみのご利用をお願いいたします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしております。
4. 操作手順の詳細は、ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。
 なお、ご不明な点等は下記にお問い合わせください。

※従来の「私学データ作成システム」の運用は平成24年度末で終了しております。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
 私学経営情報センター 私学情報室
 ☎ 03(3230)7846～7848
 Eメール center@shigaku.go.jp

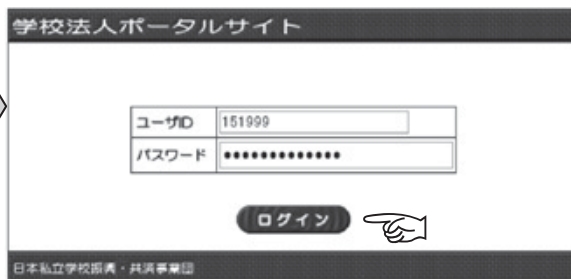
私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

当システムをご活用いただき学校法人の経営に役立てていただければ幸いです。

1. 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

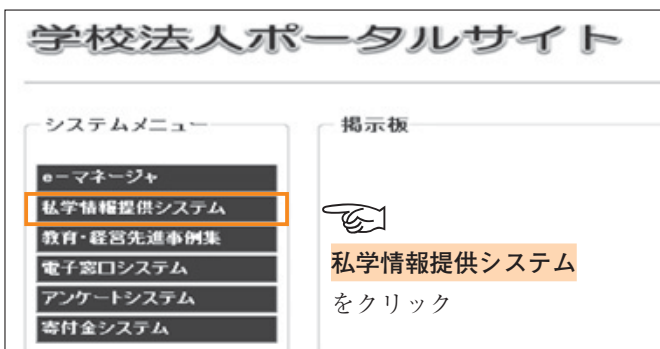


私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、「学校法人ポータルサイトへ」をクリック

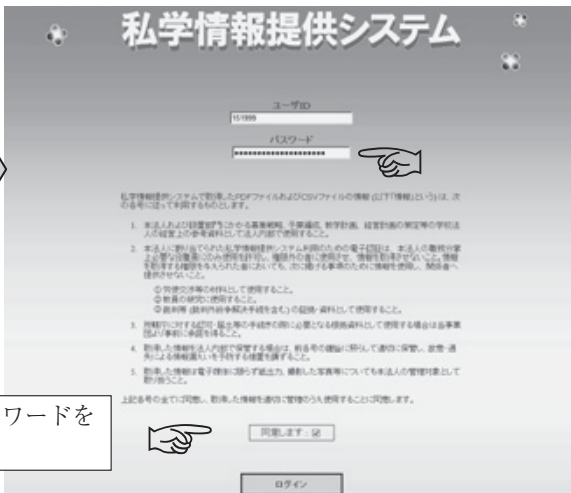


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

2. 利用するシステムを選択

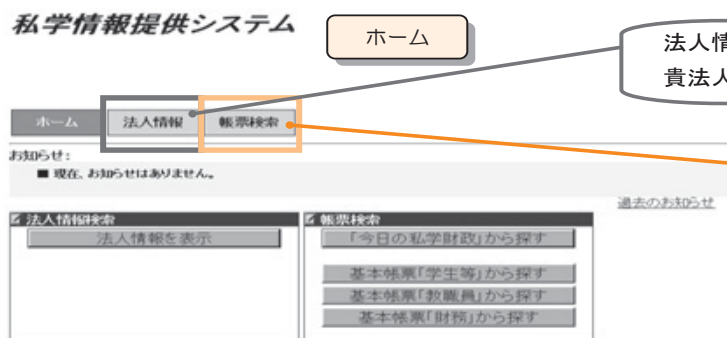


私学情報提供システム
をクリック



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック

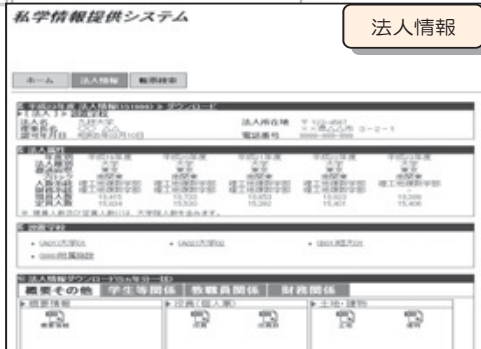
3. 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動



法人情報：
貴法人・貴学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や
各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は
「帳票検索」のいずれか
利用したい機能を選択



被用者年金制度一元化後の年金請求手続きについて

ワンストップサービスが始まります

年金部 年金第一課

被用者年金制度一元化法の施行（平成27年10月1日）に当たり、年金の請求方法等が変更となるため、学校法人等の事務に関連のある事項を中心にご案内します。

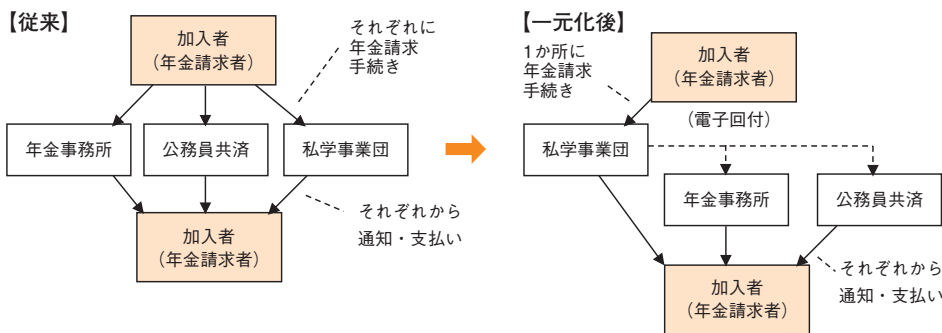
年金請求書・届書の ワンストップサービス化

私学教職員及び公務員の共済制度が厚生年金に一元化されることにより、平成27年10月以降に給付事由が発生する年金については、私学共済の加入期間だけでなく、公務員共済の加入期間や厚生年金（民間会社）の加入期間にかかる分の請求もまとめて行えるワンストップサービスが始まります。

例えば、老齢厚生年金は、私学事業団・日本年金機構（年金事務所）・公務員共済のいずれか一か所の実施機関に請求手続きをすることにより、同時に他の実施機関にも請求したことになります。請求書を受け付けした実施機関は、請求書を電子データにて加入期間を有する他の実施機関に回付し、各実施機関で処理を行います。

なお、実施機関ごとに、加入期間に応じた分の年金を決定し、年金証書等の発行及び支払いを行うことについては従来どおりです。

老齢厚生年金請求から通知・支払までの流れ



年金請求書類等の変更点

上記のワンストップサービスにより、一元化後は、すべての厚生年金実施機関で年金請求書に関する審査業務を行うため、次のような統一的なルールとなります。

●年金請求書

項目やレイアウトについて、全実施機関で共通した請求書となります。

●添付書類

戸籍又は住民票については、年金の受給権発生日以後に交付されたもののみが有効となります。受給権発生日よりも前に交付されたものは無効であり、改めて取得していただくこととなりますので、ご注意ください。

●請求書の受付時期

一元化後は、受給権発生日前に、請求書の受け付けがなくなります。請求書は受給権発生日になってから提出してください。

一元化後の老齢厚生年金の 事前連絡・請求勧奨について

私学在職中の加入者に対する老齢厚生年金の請求案内については、これまでどおり、学校法人等を通じて行いますので、引き続き協力をお願いいたします。

●支給開始年齢に達する加入者

① 昭和30年2月2日以降生まれ

氏名、加入者番号、基礎年金番号、過去の年金制度の加入経歴等をあらかじめ印字した請求書を、支給開始年齢到達の3か月前に学校法人等へ個人別封筒に入れて送付します。

支給開始年齢が同時期の実施機関間で請求書の送付が重複しないよう、調整が図られます。

② 昭和29年10月2日～昭和30年2月1日生まれ

この生年月日に該当する人は、年金の受給権発生日が平成27年10月以降ですので、老齢厚生年金を決定することとなりますが、本事業団のシステム移行前に対象者を抽出するため、①のような氏名等を印字した請求書が作成できません。必要な項目はすべてご記入ください。

また、他実施機関もシステム移行前であり、請求書を送付する実施機関間の調整ができません。複数の実施機関から請求書が送付される場合においても、本事業団から送付された請求書にて、学校法人等を経由してご提出ください。

●その他

支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった私学在職中の人や1年未満で私学を退職した人、又は65歳時点で年金未請求である人等への請求案内は、継続して行います。

新システム移行期間中の

資格・掛金関係書類の受付・処理

ご理解、ご協力をお願いいたします

業務部 資格課
掛金課
福祉部 貸付課

被用者年金制度一元化に伴うシステムの移行期間中(9月12日～23日まで)の資格取得報告、被扶養者認定申請、給与・賞与、掛金免除等、資格・掛金関係書類の受付、処理は、次のとおりとなります。

- ・9月7日受付分までは、通常どおりの処理を行います。
- ・8日～15日受付分は、29日に処理を行い10月2日に確認通知書等を発送する予定です。
- ・16日～24日受付分は、10月1日に処理を行い10月4日に確認通知書等を発送する予定です。
- ・9月24日受付分までは、9月分掛金の調定(10月送付分)に反映する予定です。
- ※いずれも書類に不備がない場合です。

【留意事項】

○新規・継続・再資格取得

加入者番号の付番(決定)ができません。療養資格証明書は発行できません。医療機関の窓口で一旦医療費の全額を自己負担していただき、後日、療養費の請求をしてください。

○所属学校変更・氏名変更等異動報告(加入者、被扶養者)

変更後の加入者証等が届くまで、変更前の加入者証等を使用してください。

※変更後の加入者証等が届きましたら、前の加入者証等は返納してください。

○被扶養者認定申請

緊急性がある場合は、認定の可否を本事業団に確認し、療養資格証明書を発行してください。ただし、加入者番号が決定されている人に限ります。

○加入者証及び加入者被扶養者証の再交付

確認通知書は送付できませんが、加入者証等は交付します。また、再交付については、各ガーデンパレス(湯島・京都を除きます)の共済業務課でも発行します。

○資格喪失及び被扶養者取消

喪失後に国民健康保険等に加入するために、資格証明書が必要な場合は、報告書等に「資格証明書交付依頼書」を添付してください。

○学校の新設・廃止、各種変更(名称、住所、給付金等送金口座、掛金振替口座等)の学校異動報告

この間に発生する送付物は旧住所宛てに送付され、給付金も旧送金口座に送金されます。

○加入者貸付について

加入者貸付の決定は、貸付申込書類の受付日現在で確認されている資格事項

休職中の加入者資格の取り扱いが変更になります

平成27年10月前に給与の支給額が2割未満となったため

資格喪失していた教職員にかかる再資格取得の手続き

業務部 資格課

本誌4月号でお知らせしましたとおり、27年9月30日までに給与が平常勤務時の2割未満に減額又は無給となったことを理由に加入者資格を喪失している者で、10月1日をまたいで学校法人等との間に常用的な使用関係が継続し、かつ将来に復職する見込みがある場合は、27年10月1日に加入者資格の再取得することになります。

再資格取得に当たっては、次のとおり確認書類を添付して報告してください。

・「資格取得報告書」は、「3. 再資格取得」を○で囲み、欄外に朱書きで「休職中の再資格」と明記してください。

・「資格取得報告書」の「報酬月額」欄には、資格喪失時の「標準給与の月額」の基礎となった給与月額を記入してください。

・添付書類として、休職期間中の給与や労働条件が記載された就業規則、休職発令、休職期間中の労働条件(変更)通知書、雇用期間や休職期間中の労働条件が明記された雇用契約書、休職中の雇用保険の加入状況が

項での決定となるため、9月22日及び10月2日送金に影響を及ぼすことがありますのでご注意ください。

わかる書類など、事実上の使用関係が継続していることを確認できる書類の写しをご用意ください。

【再資格取得時の報酬月額と掛金(加入者保険料)】

休職状態が継続していることから、この場合の再資格取得時の標準報酬月額は、実際に休み始めた日の属する月の前月の標準給与の月額の基礎となった給与月額(資格喪失時に私学事業団で確認されている給与月額)を基礎とします。

また、この休職期間中は標準報酬月額の変更は認められず、掛金及び加入者保険料も、休職開始前と同様に学校法人等と加入者が折半負担し、学校法人等が納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一元化後の資格関係用語の変更

給与	↓	報酬
標準給与の月額	↓	標準報酬月額
給与月額	↓	報酬月額
標準賞与の額	↓	標準賞与額

平成27年度 特定健康診査の確実な実施に向けて

学校法人等のご協力をお願いします

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に学校法人等へご案内をしています。

加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健診結果を活用します。で、学校法人等からの健診結果データの提出が必要となります。

今年度もなお一層のご協力をお願いします。

特定健康診査

健診結果データの作成・提出

加入者の健診結果データについては、6月下旬に対象校へ送付したガイドブックに従い、作成し提出してください。

提出時の必須項目の確認

健診結果データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。健診結果データを提出する際には、下表の必須項目に漏れがないようご確認ください。

例年、特に不備が目立つ項目は次の①～③のとおりです。

表

必須項目	
健診実施年月日 (①)	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血 圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪(TG)
肝 機 能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)
血 糖	空腹時血糖値又はHbA1c(NGSP相当値) (②)
尿 検 査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質 問 票 (③)	「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪も含みます)」それぞれを下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

① 健診実施年月日

特定健康診査に替えることができる

定期健診結果は当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が27年度

中(27年4月1日～28年3月31日)で

あるかを必ず確認のうえ提出してください。

② 空腹時血糖値又はHbA1c(NGSP相当値)
(ヘチロシエーウーシ)

空腹時血糖の値は必須項目です。随時血糖の値で提出される学校法人等が多く見受けられますので血糖値の測定に際しては、定期健診を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖の測定が難しい場合はHbA1c(NGSP相当値)を必ず記入してください。

③ 質問票

特定健康診査では、健診結果のほかに質問(問診)項目として「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪も含みます)」をそれぞれ下げる薬の使用の有無・喫煙の有無の回答が必須となります。

学校法人等で行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、問診項目に前述した薬の使用の有無・喫煙の有無を含めた健診結果を作成し提出してください。

健診結果データチェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載している「健診結果データチェック機能」を使用することにより、不備のない健診結果データ(Excel・XML・CSV)の作成ができます。ぜひご活用ください。

「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください

操作手順



メタボキング

① 私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」▼福祉事業関係▼特定健診・特定保健指導から「健診結果データチェック機能」を選択し「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。

② 「健診結果・質問票項目」シートに対象者の健診結果を入力してください。

③ 健診結果入力後「メニュー」シートの健診結果データチェック実行ボタンを押し、入力した健診結果データのチェックを実行してください。

④ 入力した健診結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度③の要領で、データチェックを実行してください。

⑤ 入力した健診結果に不備がなければ「メニュー」シートの提出データ等出力ボタンを押し、FD・CD・Rなどの磁気媒体に健診結果データを保存してください。

⑥ 保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受けるとき、本来は施術費用の全額を支払い、療養費の請求をしなければなりません。多くの接骨院・整骨院では、医療機関と同様に加入者証等を持示することにより保険適用となり、一部負担金相当の支払いで済みます。これを、療養費の受領委任払いといえます。

受領委任払い扱いにすると、柔道整復師は施術内容と費用を私学事業団に直接報告し、本事業団は療養費相当額を柔道整復師に支払います。

ただし、接骨院・整骨院では、加入者証等が使える場合と使えない場合があります。加入者証等が使えない施術を受けるときは全額自己負担になります。

■加入者証等が使えるとき

加入者証等を使って接骨院・整骨院の施術を受けることができるのは、急性又は亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）に限られます。

骨折・脱臼の施術は、応急処置などやむを得ない場合に限り加入者証等が使えます。

応急処置後の施術には医師の同意が必要です。医師の同意がない場合は、加入者証等が使えません。

■加入者証等が使えないとき（全額自己負担）

整形外科等で治療を受けながら同時に接骨院・整骨院の施術を受けた場合、原則として接骨院・整骨院の施術分は療養費の適用になりません。

また、次の場合も加入者証等はい使えません。

- ① 単なる肩こり・腰痛
- ② スポーツ等による筋肉疲労
- ③ 病気（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ④ 単なるマッサージ代わりの利用など症状改善がみられない長期の施術

■施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険扱いの療養費支給対象になるのは一部の施術のみです。本事業団では、施術内容が療養費の支給対象の範囲かどうかを確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行っています。

照会状（個別に封入されています）

を加入者の所属する学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付してください。

照会する内容

- ・ 施術した負傷の原因
- ・ 通院期間
- ・ 療養費の受領に関する委任の状況
- ・ 施術した部位 など

照会の回答方法

施術内容の照会を受け取った受診者は、施術を受けたときのご自身の記憶・記録や領収書（接骨院・整骨院での発行が義務付けられています）等をもとに回答してください。施術を受けた接骨院・整骨院に確認する必要はありません。

記入した回答書は、同封されている返信用封筒で返信してください。宛先は本事業団の委託先となります（平成27年度はディアシステム株式会社）。

よくある問い合わせ

Q もうこの接骨院等で受診してはいけないのでしょうか？

A 照会は療養費支給の適正化を図るためであり、個々の接骨院での受診や柔道整復の施術を制限するものではありません。

Q 施術費用の不正受給に関わっていると疑われているのでしょうか？

A あくまで柔道整復師の施術内容が療養費の支給対象範囲かを確認することを目的としています。加入者や被扶養者の不正受給を疑うものではありません。

Q 受診してから時間が経っているため、正確に覚えていませんが、どうすればいいですか？

A 回答は、記憶や領収書の残っている範囲で結構です。柔道整復師などに確認する必要はありません。

Q たびたび照会があり自分が疑問に思っているようで迷惑です。また、煩雑なので回答しなくてもいいですか？

A 回答は任意ですが、保険給付の適正化のためにご協力をお願いします。



職務上・通勤途上の傷病や

交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使用してしてしまう事例が多く見受けられますが、加入者証等を使用できない場合や使用するに当たり届け出が必要な場合があります。

加入者証等が使用できない場合

仕事中にケガをしたり、通勤途上で事故にあったときは労働者災害補償保険（労災保険）の適用になり、医療機関の治療を受ける際には、加入者証等を使用することができません。

被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。

また、通勤途上の自動車等の事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。

詳しくは、労働基準監督署に相談してください。

● 労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則として治療に必要な費用の全額が給付されます。労災保険に該当するにもかかわらず、誤って加入者証等を使用してしまうと自己負担が発生するため、加入者等にとって不利益になります。

また、休業補償・後遺障害の補償・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっているため、加入者等にとって有利です。

労災保険に該当するかどうかかわからない場合には、労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証等を使用したときは、遡って私学事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

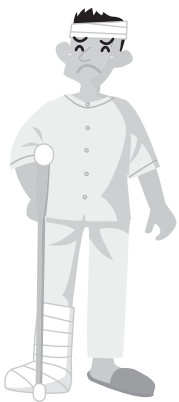
本事業団に届け出が必要な場合

交通事故等第三者加害行為によるケガで受診した際には加入者証等を使用できませんが、届け出をしていただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係までご連絡ください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。そのため加入者等には、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくことになります。

● 加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる場合

このようなときも届け出は必要です。賠償請求できるかどうかの判断は、本事業団でいたします。



● 警察への届け出は「人身事故」扱いで
保険診療を受けるためには、必ず警察へ事故の届け出をしてください。

道路交通法による事故届には「人身事故」と「物件事故」がありますが、「物件事故」ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず「人身事故」として届け出てください。

● 示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまわないよう、示談書に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記するようにお願いします。

● このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず報告してください。

- ・ 加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・ 駐停車中の車に対する追突事故
- ・ 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・ スキー滑走中の衝突事故
- ・ 他人の飼った犬に咬まれた等のケガ
- ・ けんかや暴行によるケガ

お近くのガーデンパレス 共済業務課をご利用ください

広報相談センター相談班

私学事業団では、各ガーデンパレスの共済業務課で次の相談業務及び説明会を行っていますので、お気軽にご利用ください。

相談業務

◆各種照会・一般相談

加入者期間や被扶養者認定・年金受給資格の有無・貸付金額と償還状況・積立共済年金の掛金納付状況・短期給付金（健康保険）や年金の支給状況などに関する照会・年金にかかる一般相談などを受けています。

◆年金見込額

50歳以上の加入者等の年金の見込額の試算を受け付けています。

※試算を依頼される場合は、加入者番号・氏名・生年月日等の確認が必要です。年金の試算に関する内容は個人情報ですので、代理人（事務担当者や家族）にはお答えしていません。代理人が来所して相談する場合は、本人の委任状が必要です。

※年金の見込額は、被用者年金制度

一元化に伴う改正内容等の反映をしておりませんので、ご了承ください。

◆各種証明書の交付

健康保険等に加入する際に必要な資格証明書（加入者・被扶養者）・年金を請求する際に必要な年金加入期間確認通知書を発行しています。

◆加入者証等の再交付

加入者証・加入者被扶養者証・任意継続加入者証などの再交付をしています。

相談受付日時

月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除きます）

午前9時～午後5時15分

※電話による相談は、休み明けや午前中は電話がかかりにくいことがありますので、比較的空いている午後にお問い合わせください。う、ご協力をお願いします。

説明会

私学共済制度や将来受け取る年金の請求といった手続きなどをご理解いただくために、次の説明会を実施しています。いずれも参加費は無料となっていますので、ぜひご参加ください。

【地域事務担当者説明会】

新任の事務担当者を対象に、共済業務にかかる基礎的な事項や手続きについて説明します。

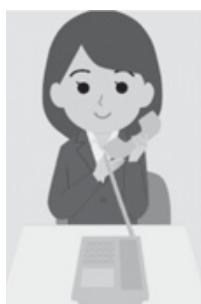
【年金請求者向け説明会】

これから年金を請求される人を対象に、私学共済の年金制度の概要及び年金の請求手続きや退職後の年金額の試算について説明します。

【加入者向け説明会】

加入者を対象に、病気やケガに対する短期給付の手続きや年金基礎知識、その他福祉事業について説明します。

開催日程等の詳細は、下記の各共済業務課にお問い合わせください。



【共済業務課の電話番号一覧】

共済業務課	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号
札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)	011(222)6311
仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)	022(299)6296
名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)	052(957)1387
大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)	06(6393)9728
広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)	082(262)1149
福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)	092(713)3581



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

標準給与基礎届の提出はお済みですか

平成27年の「標準給与基礎届書」の提出期限(27年7月10日)が過ぎています。まだ提出していない場合は、至急提出をお願いします。【業務部 資格課】

資格関係の電算用紙申請の一時休止

被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から様式用紙等が変更になりますので、学校法人等が作成した様式用紙等の電算用紙による申請(新規)は、新用紙が私学共済ホームページに掲載されるまで(9月下旬予定)休止いたします。【業務部 資格課】

加入者証・加入者被扶養者証の回収と返納

加入者が資格喪失したときや被扶養者を取り消したときは、必ず無効となった加入者証や加入者被扶養者証を回収して、私学事業団に返納してください。

返納が確認できないときは、「加入者証等回収調査票」を所属していた学校法人等に送付しますので、回答をお願いします。【業務部 資格課】

貸付けの申し込み締め切り日にご注意ください

9月2日送金分は8月14日(金)が申し込み締め切り日となります。締め切り日(毎月月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので、注意してください。

【福祉部 貸付課】

特定健診結果と情報誌「QUPiO(クピオ)」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した情報誌「QUPiO」を送付します。特定保健指導の該当者には保健指導の利用券とガイドブックを同封しますので、加入者への配付をお願いします。

なお、「QUPiO」にはWeb版(パソコン・スマートフォン)も用意しています。冊子版最終ページに記載されている専用のログインID・パスワードでログインすれば健康情報入手できますので、ぜひご利用ください。【福祉部 保健課】

加入者向広報「レター」9月号、「共済だより」第53号等の送付

加入者向広報「レター」9月号等を8月下旬から学校法人等宛てに送付します。送付部数は7月末現在の加入者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者宛てには9月中旬に送付します。【広報相談センター 広報班】

平成27年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月17日(金) 東京ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成27年度議題】

- (1) 私学事業団(共済事業)の現況及び事業計画の概要について
- (2) 都道府県補助金について
- (3) 事務委嘱規程について
- (4) 被用者年金制度の一元化について
- (5) 私学事業団(共済事業)からの業務連絡等について
- (6) その他

【総務部 総務課】

8月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金 7月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	掛金 7月分納期限 貸付 9月24日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 8月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標題の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載していますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしております。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 過去の掲載記事 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

掲載号	掲載法人	タイトル
6月号 (VOL.210)	学校法人 玉名白梅学園	「凜として、熱き情熱。」 ～歴史ある女子校の 取り組み～
5月号 (VOL.209)	学校法人 京都光楠学園	世界を舞台に活躍する 人材養成への取り組み



〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7809～7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還
のご案内（平成27年9月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」をご参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
特に9月は約定償還月に当たります。お忘れのないようご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 (北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車南口から徒歩10分)

夏の喧騒も落ち着いた軽井沢でお過ごしいただくのはいかがですか？

セミナープラン

10～20名程度のゼミや合宿、研修などに最適な宿泊プランです。

1泊2食(1名様) 8,500円

※セミナールームの使用料は含まれています。
 取扱期間：通年(8月・年末年始を除きます)
 部屋タイプ：和室(8畳～12畳)/コテージ(10月末まで)
 定員につきましてはご相談ください。



セミナールーム

紅葉プラン

1泊2食(2名1室/1名様)
 9,100円

※1名1室ご利用の場合500円の割増となります。

取扱期間：平成27年9月1日～
 11月30日まで



※他にもプランをご用意しております。詳しくはお問い合わせください。

Gp HOTEL, BANQUET & RESTAURANT 東京ガーデンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
 (JR「御茶ノ水」駅・地下鉄丸ノ内線「御茶ノ水」駅下車、徒歩5分。又は地下鉄千代田線「新御茶ノ水」駅下車、徒歩5分) <http://www.hotelgp-tokyo.com/>

都内の紅葉スポット巡りの拠点に東京ガーデンパレスをご利用ください

湯島プラン

最大24時間滞在可能！

チェックイン12:00、チェックアウト12:00で

ゆっくりくつろいでいただけるお得なプランです。

1泊2食(1名様) 11,000円

※ご予約は2日前まで、2名様より承ります。

※チェックインは20時までにお済ませください。

取扱期間：通年(土曜日・休前日・特定日を除きます)



湯島プラン(イメージ)



ツインルーム

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成27年8月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	1.1	0.6	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.2	0.7	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp